

新 旧 対 照 表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">高知県グローバル産地づくり推進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>第4条 事業実施者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。</p> <p>3 事業実施者は、事業を円滑に進めるに当たり、補助金の交付決定前に事業に着手しようとする場合は、事前に別記第2号様式による補助金交付決定前着手届を第1項に規定する補助金交付申請書とともに知事に提出しなければならない。</p> <p>第5条～第16条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和2年5月8日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第6条第1号及び第3号から第5号まで、第10条第3項、第12条、第13条並びに第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> | <p style="text-align: center;">高知県グローバル産地づくり推進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>第4条 事業実施者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。</p> <p>3 事業実施者は、事業を円滑に進めるに当たり、補助金の交付決定前に事業に着手しようとする場合は、事前に別記第2号様式による補助金交付決定前着手届を同条第1項に規定する補助金交付申請書とともに知事に提出しなければならない。</p> <p>第5条～第16条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和2年5月8日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第6条第1号及び第3号から第5号まで、第10条第3項、第12条、第13条並びに第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> |

この要綱は、令和3年3月29日から施行し、改正後の規定は令和3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月23日から施行する。

この要綱は、令和3年3月29日から施行し、改正後の規定は令和3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(追加)

新 旧 対 照 表

| 新 | | 旧 | |
|----------------------|--|----------------------|---|
| 別表第1（第3条、第7条、第12条関係） | | 別表第1（第3条、第7条、第12条関係） | |
| 事業実施者 | <p>次のいずれかに該当する者又は団体を対象とする。</p> <p>1 農林漁業者又は食品等製造事業者のいずれかが含まれる3者以上の連携体であり、主体的に協働するための具体的な役割、組織体制等を備えていることが、連携する者の間の契約等において確認できる者</p> <p>2 農林漁業関連事業に常時従事する者を3名以上雇用し、又は農林漁業関連事業に常時従事する者を新たに3名以上雇用する計画を有する農林漁業者</p> <p>3 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体（任意団体を除く。）、市町村及び独立行政法人日本貿易振興機構</p> <p>4 上記のほか、法人又は組合であって、本事業の事業実施者として適当と認められるもの</p> <p><u>5 次に掲げる要件を全て満たしている協議会</u></p> <p><u>(1) 代表者の定めがあること。</u></p> <p><u>(2) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。</u></p> <p><u>(3) 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。</u></p> | 事業実施者 | <p>1 次のいずれかに該当する者又は団体を対象とする。</p> <p>ア 農林漁業者又は食品等製造事業者のいずれかが含まれる3者以上の連携体であり、主体的に協働するための具体的な役割、組織体制等を備えていることが、連携する者の間の契約等において確認できる者</p> <p>イ 農林漁業関連事業に常時従事する者を3名以上雇用し、又は農林漁業関連事業に常時従事する者を新たに3名以上雇用する計画を有する農林漁業者</p> <p>ウ 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体（任意団体を除く。）、市町村、独立行政法人日本貿易振興機構</p> <p>エ 上記のほか、法人又は組合であって、本事業の事業実施者として適当と認められるもの</p> <p><u>オ 2に規定する要件を備えた協議会</u></p> <p><u>2 上記1のオの協議会は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</u></p> <p><u>ア 代表者の定めがあること。</u></p> <p><u>イ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。</u></p> <p><u>ウ 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。</u></p> |
| 事業内容及び補助対象経費 | <p>1 輸出事業計画策定 海外市場のニーズ、需要に応じたロットの確保、輸出先国に求める農業規制・衛生管理等に対応した生産・加工体制を構築するために作成する輸出事業計画の策定に必要な調査を実施し、計画を策定する取組等</p> <p>節区分 謝金、旅費、宿泊費、賃金、会場借料、調査費、委託費、機材使用料、資料購入費、通信運搬費、資料印刷製本費、消耗品費等</p> <p>2 生産、加工等の体制構築 輸出産地形成の実現に必要な①人材の育成、②農業規制、動植物検疫、GAPの取組、HACCP等の導入、FSMA（米国における食品安全強化法）への対応のための調査、③ほ場の改良、生産又は加工現場の規制に対する調査等を行う取組等</p> <p>節区分 謝金、旅費、宿泊費、ほ場賃借料、ほ場管理費、資機材費、成分分析費、賃金、調査費、研修受講費、委託費、検査官等の招へい費、会場借料、資料購入費、資料印刷製本費、通信運搬費等</p> <p>3 輸出事業計画の事業効果の検証及び改善 海外市場のニーズ、需要に応じたロットの確保、輸出先国の求める農業規制・衛生管理等に対応した生産・加工体制を構築するために作成する輸出事業計画の実効性を高めるため海外バイヤー等の招へいによるほ場、生産又は加工現場の確認、テスト輸送、販売等による検証又は改善を実施するPDCAサイクルを回す取組等</p> <p>節区分 謝金、旅費、賃金、会場借料、機材使用料、調査費、委託費、改良等に要する加工費、材料費、輸送費、通訳費、商談会等の出張費、海外バイヤー等の招へい費、使用料、通信運搬費、資料印刷製本費等</p> <p>4 その他 本事業の趣旨に資する取組（上記1から3までに該当しない取組）</p> | 事業内容及び補助対象経費 | <p>1 輸出事業計画策定 海外市場のニーズ、需要に応じたロットの確保、輸出先国に求める農業規制・衛生管理等に対応した生産・加工体制を構築するために作成する輸出事業計画の策定に必要な調査を実施し、計画を策定する取組等</p> <p>節区分 謝金、旅費、宿泊費、賃金、会場借料、調査費、委託費、機材使用料、資料購入費、通信運搬費、資料印刷製本費、消耗品費 等</p> <p>2 生産、加工等の体制構築 輸出産地形成の実現に必要な①人材の育成、②農業規制、動植物検疫、GAPの取組、HACCP等の導入、FSMA（米国における食品安全強化法）への対応のための調査、③ほ場の改良、生産又は加工現場の規制に対する調査等を行う取組等</p> <p>節区分 謝金、旅費、宿泊費、ほ場賃借料、ほ場管理費、資機材費、成分分析費、賃金、調査費、研修受講費、委託費、検査官等の招へい費、会場借料、資料購入費、資料印刷製本費、通信運搬費等</p> <p>3 輸出事業計画の事業効果の検証及び改善 海外市場のニーズ、需要に応じたロットの確保、輸出先国の求める農業規制・衛生管理等に対応した生産・加工体制を構築するために作成する輸出事業計画の実効性を高めるため海外バイヤー等の招へいによるほ場、生産又は加工現場の確認、テスト輸送、販売等による検証又は改善を実施するPDCAサイクルを回す取組等</p> <p>節区分 謝金、旅費、賃金、会場借料、機材使用料、調査費、委託費、改良等に要する加工費、材料費、輸送費、通訳費、商談会等の出張費、海外バイヤー等の招へい費、使用料、通信運搬費、資料印刷製本費等</p> <p>4 その他 本事業の趣旨に資する取組（上記1から3までに該当しない取組）</p> |
| 補助率・補助限度額 | <u>定額（1事業実施者当たり550万円以内）</u> | 補助率・補助限度額 | <u>定額 1事業実施者当たり600万円以内</u> |
| 【申請できない経費】 1～6 略 | | 【申請できない経費】 1～6 略 | |

新 旧 対 照 表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>【その他】</p> <p>1 略</p> <p><u>2 令和5年度の本事業の事業実施者が、令和元年度から令和4年度までの本事業（※）において、3年間事業実施者となった者ではないこと。ただし、3年間事業実施者となった際の品目と異なる品目により令和5年度の事業実施者となる場合は、本事業の対象とする。</u></p> <p><u>※ 令和元年度から令和4年度までの本事業とは、令和元年度はグローバル産地づくり推進事業実施要領（平成31年3月29日付け30食産第5397号農林水産省食料産業局長通知）、令和2年度から令和4年度まではGFPグローバル産地づくり推進事業実施要領（令和2年3月31日付け元食産第4759号農林水産省食料産業局長通知）に基づき実施した事業をいう。</u></p> <p>3～4 略</p> <p><u>5 事業実施者は、早期の輸出の実現に向け、輸出産地サポーターやコンサルタント、輸出商社などの輸出に知見を有する者と連携した実施体制を構築していること。</u></p> <p><u>6 事業実施計画に事業実施者又は参画事業者（事業実施者とともに本事業に参画する農林漁業者又は食品事業者をいう。以下同じ。）の所得向上効果を記載し、その検証に応じることができる者であること。</u></p> <p><u>7 新型コロナウイルス感染症の影響による計画遂行が困難になった場合の代替策が記載された事業実施計画となっていること。</u></p> <p><u>8 海外でのテスト販売等のプロモーションを行う場合は、輸出支援プラットフォームの構成員等と連携して行うこと。</u></p> <p>別表第2（第5条、第6条、第13条関係） 略</p> | <p>【その他】</p> <p>1 略</p> <p><u>2 令和4年度の本事業の事業実施者が、令和元年度、令和2年度及び令和3年度の本事業（※）において、3年連続して事業実施者となった者ではないこと。</u></p> <p><u>※令和元年度、令和2年度及び令和3年度の本事業とは、令和元年度はグローバル産地づくり推進事業実施要領（平成31年3月29日付け30食産第5397号農林水産省食料産業局長通知）、令和2年度及び令和3年度はGFPグローバル産地づくり推進事業実施要領（令和2年3月31日付け元食産第4759号農林水産省食料産業局長通知）に基づき実施した事業をいう。</u></p> <p>3～4 略</p> <p><u>5（追加）</u></p> <p><u>6（追加）</u></p> <p><u>7（追加）</u></p> <p><u>8（追加）</u></p> <p>別表第2（第5条、第6条、第13条関係） 略</p> |